

平成 24 年度予算の執行状況 (9 月末現在)

9 月末現在の歳入・歳出の執行状況をお知らせします。ただし、23 年度からの繰越予算は含まれていません。

一般会計

(単位：千円、%)

歳入の区分	予算額	収入済額	収納率	歳出の区分	予算額	支出済額	執行率
地方交付税	6,045,784	3,908,171	64.6	民生費	4,995,628	1,931,618	38.7
市税	3,166,035	1,952,865	61.7	総務費	2,575,428	894,367	34.7
市債	1,331,300	0	0.0	公債費	2,225,923	938,875	42.2
国庫支出金	1,985,187	898,238	45.2	衛生費	1,669,477	719,320	43.1
県支出金	1,193,259	188,134	15.8	教育費	1,160,519	433,032	37.3
諸収入	222,899	98,295	44.1	農林水産業費	1,078,901	170,691	15.8
繰入金	877,732	0	0.0	土木費	1,088,083	260,696	24.0
繰越金	474,247	474,248	100.0	消防費	637,018	290,698	45.6
地方消費税交付金	236,000	123,562	52.4	商工費	509,627	200,622	39.4
地方譲与税	230,000	74,945	32.6	議会費	174,827	94,506	54.1
使用料及び手数料	320,143	144,905	45.3	災害復旧費	119,463	2,090	1.7
分担金及び負担金	196,020	82,901	42.3	その他	123,060	38,432	31.2
その他	79,348	49,161	62.0				
歳入計	16,357,954	7,995,425	48.9	歳出計	16,357,954	5,974,947	36.5

公営企業会計 (単位：千円)

会計の名称	区分	執行済額	備考
水道事業	収益的	収入	148,166
		支出	93,864
	資本的	収入	0
		支出	91,470
工業用水道事業	収益的	収入	83,876
		支出	71,749
	資本的	収入	—
		支出	898
下水道事業	収益的	収入	82,284
		支出	56,849
	資本的	収入	54,777
		支出	76,178
交通事業	収益的	収入	13,888
		支出	13,985
	資本的	収入	—
		支出	—

特別会計 (単位：千円)

会計の名称	予算額	収入済額	支出済額
青島診療所事業	24,762	4,496	9,658
鉱害復旧灌漑用水施設維持管理事業	19,375	10,027	2,398
国民健康保険	3,438,923	1,605,994	2,039,045
後期高齢者医療	251,344	67,413	74,903
介護保険	2,605,607	1,044,318	1,051,771
簡易水道事業	312,427	66,574	151,739
福島診療所事業	334,056	127,126	143,766
鷹島診療所事業	191,882	55,670	78,053
下水道事業	109,098	6,343	52,879
松浦魚市場	147,311	44,592	63,773
臨海土地造成事業	41,543	4,179	15,552
工業団地造成事業	527,183	1	139,950

松浦市の健全化判断比率と資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、財政健全化法）」が平成21年4月1日より全面施行されました。

この法律は、長崎県や松浦市といった地方公共団体の財政の健全性の度合いを表すことを目的としています。具体的には、普通会計を始めとして特別会計や公営企業会計、さらには関係する一部事務組合や第三セクターなどの決算を一定のルールにより合算した上で算定し公表しようとするものです。

今回この法律の規定により、松浦市の平成23年度決算に基づく平成24年度の健全化判断比率および資金不足比率について算定したのでお知らせします。

健全化判断比率（自治体の財政状況をチェックするための4つの指標）の算定結果

■表1 松浦市の健全化判断比率 (単位：%)

	松浦市の健全化判断比率	早期健全化基準 ^{※5}	財政再生基準 ^{※6}
実質赤字比率 ^{※1}	—	13.31	20.00
連結実質赤字比率 ^{※2}	—	18.31	30.00
実質公債費比率 ^{※3}	12.4	25.0	35.0
将来負担比率 ^{※4}	104.7	350.0	—

注：実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額がないため算定されません。実質赤字比率および連結実質赤字比率における早期健全化基準は、自治体の標準財政規模^{※7}による区分が採用されているため、松浦市における基準を表記しています。

◎健全化判断比率のポイント（表1）
 今回の算定では、4つの指標とも早期健全化基準および財政再生基準未満なので、法律に基づく財政健全化計画および財政再生計画の策定などは必要ありません。
 しかし、県内の他市町と比較して依然として高い水準にあるので、今後も引き続き公債費の抑制を図り、比率の動向を注視しながら財政運営に取り組んでいきます。



問合せ先 総務課財政係 ☎内線319

資金不足比率の算定結果

◎資金不足比率のポイント（表2）

本市において、資金不足比率を公表しなければならぬ会計は、表2の通りです。

会計単位に算定し、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、法律に基づく経営健全化計画の策定などが必要となりますが、今回の算定で、資金不足を生じている会計はありませんでした。

■表2 松浦市の公営企業会計の資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率 ^{※8}	経営健全化基準 ^{※9}
水道事業会計	—	20.0
工業用水道事業会計	—	20.0
交通事業会計	—	20.0
下水道事業会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0
松浦魚市場特別会計	—	20.0
下水道事業特別会計	—	20.0
臨海土地造成事業特別会計	—	20.0
工業団地造成事業特別会計	—	20.0

注：資金不足を生じていない会計は資金不足比率は算定されません。

用語解説

※1 実質赤字比率

一般会計などの実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標です。

※2 連結実質赤字比率

地方公共団体内に設置されているすべての会計の実質赤字額を連結させた連結実質赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標です。

※3 実質公債費比率

実質的な公債費（地方債の元利償還金など）に充当された一般財源の標準財政規模などに対する割合を示す指標です。

※4 将来負担比率

一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模などに対する割合を示す指標です。

※5 早期健全化基準

地方公共団体が自主的かつ計画的に財政の健全化を図るべき基準（イエローカード的な基準）です。健全化判断比率が一つでもこの基準以上になると「財政健全化計画」を定めるなど、財政再生に取り組まなければなりません。

※6 財政再生基準

財政健全化段階より悪化し、地方公共団体が自主的な財政健全化を図ることが困難な状況において、計画的に財政の健全化を図るべき基準（レッドカード的な基準）です。健全化判断比率が一つでもこの基準以上になると「財政再生計画」を定めるなど、財政再生に取り組まなければなりません。

※7 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示す指標で、標準税収入額など（市税や譲与税など）に普通交付税と臨時財政対策債発行可能額を加えたものです。

※8 資金不足比率

公営企業会計の資金不足額の事業規模に対する割合を示す指標です。

※9 経営健全化基準

公営企業において早期健全化段階になるとみなされる資金不足比率の基準です。資金不足比率がこの基準以上になると「経営健全化計画」を定めるなど、経営健全化に取り組まなければなりません。